

豊田市感震ブレーカー設置等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、感震ブレーカー設置等に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において感震ブレーカーとは、地震発生時において一定以上の揺れを感知して、電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための機器であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格で定める構造及び機能を有する内蔵型のもの。
- (2) 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格で定める構造及び機能を有する後付型のもの。
- (3) 前2号と同程度の機能を有する一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているもの。
- (4) 一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けている簡易タイプ及びコンセントタイプのもの。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、地震の揺れに伴う電気機器からの出火及び停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐ感震ブレーカーの設置等に係る補助金を交付することにより、地震発生時における住宅からの出火の予防並びに自助による市民の防災力の向上に資することを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に自らが所有し、居住する又は居住しようとする住宅に感震ブレーカーを設置しようとする個人（設置する住宅が賃貸目的の住宅である場合においては、当該住宅の居住者が設置する場合に限る。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- (3) 豊田市税を滞納していない者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に所有し、居住する又は居住しようとする住宅の分電盤を第2条第1号に該当する感震ブレーカーが内蔵された分電盤に取り付けること。
- (2) 市内に所有し、居住する又は居住しようとする住宅の既設分電盤に第2条第2号に該当する感震ブレーカーを取り付けること。
- (3) 市内に所有し、居住する又は居住しようとする住宅に、分電盤とともに第2条第3号に該当する感震ブレーカーを取り付けること。
- (4) 市内に所有し、居住する又は居住しようとする住宅に第2条第4号に該当する感震

ブレーカーを購入すること。ただし、補助の対象となる感震ブレーカーは、新品のものとする。

2 前項に定める事業で助成する住宅は国、地方公共団体の所有でないものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて定める額とし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、この要綱に基づく補助金の交付は、1戸につき1回限りとする。

(1) 前条第1項第1号、第2号又は第3号に該当する場合は、その取替え又は取付けに要する費用に2分の1を乗じた額とし、1戸あたり20,000円を上限とする。

(2) 前条第1項第4号に該当する場合は、その購入及び設置に要する費用に2分の1を乗じた額とし、1戸あたり3,000円を上限とする。

2 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 第5条第1項第1号、第2号又は第3号に該当する事業の場合

感震ブレーカーを設置(機器の購入を含む)する前に、感震ブレーカー設置等補助金交付申請書(様式第1号-1)に、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

ア 設置前の写真

イ 費用の内訳が分かる見積書

ウ 規格適合品であることが分かるカタログ等

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 第5条第1項第4号に該当する事業の場合

感震ブレーカーの購入及び設置後に、感震ブレーカー設置等補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号-2)に、次に掲げる書類を添付して、購入日から30日を経過した日又は2月末日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

ア 領収証の写し(領収証を添付できない場合は、購入店舗証明欄への記載をもって代えることができる。)

イ 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

2 第1項第2号の規定による提出があったときは、当該提出をもって実績報告があったものとみなす。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項第1号の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、感震ブレーカー設置等補助金交付決定通知書(様式第2号-1)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項第2号の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、感震ブレーカー設置等補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号-2)により申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付の決定をする場合において、市長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

4 前条第1項第1号に該当する申請者は、交付決定の通知後に、当該申請に係る感震ブレイカーを設置しなければならない。

(申請内容の変更)

第9条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた補助対象事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更する場合は、直ちに市長に感震ブレイカー設置等補助金交付変更承認申請書(様式第3号。以下「変更承認申請書」という。)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第8条第1項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定の通知)

第10条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、感震ブレイカー設置等補助金変更決定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知しなければならない。

(完了報告等)

第11条 交付決定者は、第5条第1項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、感震ブレイカーの設置等が完了(廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。)したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は交付を決定した日が属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、感震ブレイカー設置等補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収証の写し

(2) 設置後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第5条第1項第4号に該当する場合は、第7条第1項第2号の規定による提出をもって、前項の実績報告があったものとみなす。

(額の確定及び交付)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、感震ブレイカー設置等補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 この通知を受け取った後は、速やかに所定の請求書(様式第7号)を提出すること。

3 第5条第1項第4号に該当する場合は、第8条第2項の規定による交付の決定をもって補助金の額の確定をしたものとみなし、当該決定後に補助金を交付するものとする。

(検査等)

第13条 市長は、交付決定者に対して、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第14条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 提出書類において虚偽の申請、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。
- (4) 第4条第2号の要件に違反したとき。
- (5) 前条第1項の報告を拒否したとき又は検査に協力しなかったとき。
- (6) その他補助金の運用を不相当と認められたとき。

(免責)

第15条 補助金の交付を受けて感震ブレーカーを設置した住宅について、地震の発生等による被害が発生した場合においても、市はその責任を負わない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。